○公正取引委員会告示第一号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成十六年公正取引委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十四日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

備考第一項中「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改める。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。